

横浜ローズプロジェクト実行委員会 規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本実行委員会は、「横浜ローズプロジェクト実行委員会」
(英称：Yokohama Rose Project Executive Committee) と称する。

(事務所)

第2条 横浜ローズプロジェクト実行委員会（以下「本実行委員会」という）は、本会の事務を処理するため、株式会社 **Bonheur** 内に事務局を置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本実行委員会は、子どもをはじめ多くの人たちが、市花「バラ」とかかわる体験活動を企画・立案する。その体験を核として「横浜の『ひと』『こと』『もの』のつながり」をつくり、その体験の広がりを通して、横浜の魅力と横浜への愛着の気持ちを豊かにする。
その体験活動の中で、多様な人たちが感謝「ありがとう」と歓迎「おもてなし」の想いを伝え合う文化を醸成し、その文化を継承する人材を育成する。
これらの取り組みを通して横浜を「花とご縁にあふれるつながりのまち」にしていくことが、本実行委員会の目的である。

(事 業)

第4条 本実行委員会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市花バラの歴史と文化を継承するため、バラを栽培する小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園・保育園ほか教育機関、社会教育団体等を支援し、バラを中心として多くの花を咲かせる事業
- (2) ローズの日、及び横浜開港記念日である6月2日を活動の基軸の日とし、開港月間と連動するように「ハッピーローズ月間」を定め、その期間にイベントを展開する事業
- (3) 横浜を「花とご縁にあふれるつながりのまち」にするために、情報を収集し、発信を行う事業
- (4) その他、第3条の目的を達成するためのバラの取り組みに関わる事業

第3章 実行委員

(実行委員・会員資格)

第5条 本実行委員会の委員は、以下の者とする。

- (1) 実行委員は、本実行委員会の活動を主体的に担い自己決定を行うと共に、実行委員会に参加できる個人又は団体
- (2) 賛助会員は、本実行委員会の活動に賛同し、活動を援助すると共に実行委員会に参加できる個人または団体
- (3) 協賛会員は、本実行委員会の活動に賛同し、活動を援助する個人または団体

(会員の資格取得)

第6条 本実行委員会の基幹会員になろうとする者は、実行委員長が別に定める入会申込書により、実行委員長に申し込むものとし、実行委員会の承認を受けなければならない。

2 賛助・協賛会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を実行委員長に提出することによって入会できる。

(経費)

第7条 本実行委員会の目的を達成するため、賛助会費及び協賛金を集める。

- (1) 会員は、賛助会費として納めることを妨げない。
- (2) 賛助会員及び協賛会員は、実行委員会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に本実行委員会に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 本実行委員会の会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、実行委員会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この規約その他の規則に違反したとき
- (2) 本実行委員会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 本実行委員会が退会を同意したとき

(会員名簿)

第11条 本実行委員会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第4章 実行委員会

(構成)

第12条 実行委員会は、基幹会員と賛助会員をもって構成する。

(実行委員の種別及び定数)

第13条 本実行委員会に、次の役を置く。

- (1) 実行委員長 1名
 - (2) 事業別等に副委員長を置き、3名以上10名以内
 - (3) 監事 2名以内
- 2 副委員長のうち1名を実行委員長とする。実行委員長以外の副委員長のうち1名を事務局長とする。

(実行委員長ほかの選任)

第14条 実行委員長は、実行委員会の決議によって選任する。

- 2 監事、副委員長及び事務局長は、実行委員会の決議によって選定する。
- 3 監事は、実行委員を兼ねることができない。

(職務及び権限)

第15条 実行委員長及び副委員長は、次の職務を執行する。

- 2 実行委員長は、本実行委員会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるとき又は実行委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 副委員長は、実行委員会の定めにより、定期的に副委員長会を開催する。
- 5 監事は、副委員長及び事務局長の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

(実行委員会委員会の権限)

第16条 実行委員会は、次の事項について議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 実行委員長、副委員長及び監事の選任又は解任
- (3) 事業計画及び予算計画、事業報告及び会計決算の承認
- (4) 規約の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他、実行委員会で議決するものとして法令又はこの規約で定める事項

(開催)

第17条 本実行委員会は、定時実行委員会及び臨時実行委員会とし、定時実行委員会は、計画に基づいて開催し、臨時実行委員会は、実行委員長の招集によって開催する。

(招集)

第18条 実行委員会は、副委員長会の決議に基づき実行委員長が招集する。

- 2 議決権を有する会員の5分の1以上の申し出により、実行委員長に対し、実行委員会の目的である事項及び招集の理由を示して、実行委員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 実行委員会の議長は、実行委員長がこれに当たる。

(議決権)

第20条 実行委員会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第 21 条 実行委員会の決議は、実行委員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第 22 条 実行委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印する。

第5章 基金

(基金の抛等)

第23条 本実行委員会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、本実行委員会が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計 算

第24条 本実行委員会の事業年度は、毎年11月1日から10月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第25条 本実行委員会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに実行委員長が作成し、副実行委員長会の決議を経て実行委員会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第26条 本実行委員会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、実行委員長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、副実行委員長会の承認を経て、定時実行委員会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 決算報告書

(4) 決算報告書及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、規約及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第27条 本実行委員会は、剰余金の分配を行わない。

第7章 規約の変更、解散及び清算

(規約の変更)

第28条 この規約は、実行委員会における、会員の半数以上であって、会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解 散)

第29条 本実行委員会は、実行委員会における、会員の半数以上であって、実行委員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 本実行委員会が清算をする場合において有する残余財産は、実行委員会の決議を経て、本実行委員会と類似の事業を目的とする他の公益実行委員会又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(会 費)

第31条 本実行委員会の第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 実行委員 賛助会費を納入することを妨げない。

(2) 賛助会員・協賛会員 個人：年会費 10,000円(一口以上)、団体：年会費 50,000円(一口以上)

附 則

この規約は、2019年2月12日から施行する。